また、各当局からの任意による照会等の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

（参照条文：保護法16条、金融分野ガイドライン５条）

（機微（センシティブ）情報について）

第７条　協会員は、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報（以下「機微(センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。

⑴　法令等に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

⑸　源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得し、利用し又は第三者提供する場合

⑹　相続手続きによる権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ）情報を取得し、利用し又は第三者提供する場合

⑺　協会員の貸金業務の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得し、利用し又は第三者提供する場合

⑻　機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

⑼　協会員は、機微（センシティブ）情報を前項各号に定める事由により取得、利用又は第三者提供する場合には、各号の事由を逸脱して、利用し又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。

（解説）

⑴　機微（センシティブ）情報に該当しない情報の例

例えば､次のようなものは該当しない。

①　新聞・テレビや官報等に記載された公知の情報

②　相続手続及び納税義務の履行において準拠法を確認するために「国籍（永住権の有無を含む。）」を使用する場合の当該「国籍」情報

⑵　留意事項

①　機微（センシティブ）情報の取得の時期は、協会員において、当該情報を事業の用に供するものとしてファイルに綴じる等により保管した段階である。

②　平成17年４月１日以後、顧客の本人確認を行うため、当該顧客から、本人確認書類として、本籍地が記載された運転免許証等の写しの送付を受けた場合、ファイリング（保管）するまでの間に、速やかに、当該本籍地を黒塗りすれば、機微（センシティブ）情報の「取得」に当たらない。なお、平成17年４月１日前に取得した機微（センシティブ）情報については､同日以後は､第７条第１項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。

⑶　「法令等に基づく場合」の具体例（第１項第１号）

法律、政省令、条例、条約のほか、閣議決定や公務所により発出された指導文書で、例えば、次のようなものが該当する。

①　顧客から「障害者等の少額貯蓄非課税制度」の利用資格を確認するため、身体障害者手帳（写）の提出を受けた場合

②　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団追放運動推進センターの会議等の場で文書等に記載された暴力団等、反社会的勢力若しくはその構成員の反社会的行為に関する情報を取得する場合

③　犯罪収益移転防止法第９条第１項に基づく疑わしい取引の届出により、個人情報を取得する場合

④　内部者取引の未然防止を図るために、顧客の勤務先情報として、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する当該顧客の機微（センシティブ）情報を取得する場合

⑷　「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の具体例（第１項第２号）

例えば、暴力団、いわゆる総会屋等、反社会的勢力若しくはその構成員等を把握する目的で、犯罪情報を取得する場合

⑸　「相続手続きによる権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合」の具体例（第１項第６号）

例えば、相続手続きのための戸籍謄本を取得する場合

（参照条文：金融分野ガイドライン６条）

（適正な個人情報の取得）

第８条　協会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、協会員は､第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならない。

（解説）

⑴　「不正の手段」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

①　犯罪行為と同視できるような違法行為（窃取、詐欺、脅迫、盗撮など）

②　保護法第23条に規定する第三者提供制限違反を強要して個人情報を取得する場合

③　本人に対して個人情報を収集している事実を隠し、又は目的を偽って個人情報を取得する場合

④　他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合

⑵　「不正の手段」に該当しない例

例えば、名簿作成会社等の第三者から個人情報を取得することはできる。ただし、二次的に個人情報を取得する場合において、一次取得者が適正かつ適法な手段により個人情報を取得しているかについて不審を抱く事情があれば、確認しなければならない。

⑶　「本人の利益の不当な侵害」に該当する例

例えば、情報の不正取得等の不当な行為を行っている第三者から、当該情報が漏えいされた情報であること等を知ったうえで個人情報を取得してはならない。

（参照条文：保護法17条、金融分野ガイドライン７条）

（個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等）

第９条　協会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに､その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において､「通知」の方法については、原則として書面によることとし､「公表」の方法については、販売方法等の事業の態様に応じ、営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネットのホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。

２　協会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし､人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために緊急に必要がある場合は､この限りでない。

３　協会員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

４　前三項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

⑴　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産（法人の財産を含む。）その他の権利利益を害するおそれがある場合

⑵　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該協会員の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

⑶　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって､利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

⑷　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（解説）

⑴　「通知」方法の具体例

例えば、次のような方法がある。

①　書面による通知（原則）

②　電子メールによる通知

③　電話（自動音声を含む。）による通知

⑵　「公表」方法の具体例

例えば、次のような方法がある。

①　書面等の掲示・備付け

②　パンフレットへの記載・配布